

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年2月24日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時45分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市都市下水路等管理に関することについて (河川都市排水課)
- ② 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて (住宅政策課)
- ③ 水戸市下水道事業受益者負担に関することについて (下水道管理課)

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	土木補修事務 所長	川 又 弘 一 君
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君

住宅政策課長	砂	川	和	敏	君				
上下水道事業 管 理 者	荒	井		幸	君				
水 道 部 長	伊	藤	俊	夫	君	水道部参事兼 水道総務課長	関	谷	勇 君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶	山		哲	君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶	山	学 君
水道整備課長	杉	山	健	一	君	浄水管理事務 所 課 長	島		孝 夫 君
下 水 道 部 長	坪		貴	之	君	下水道管理課長	鬼	澤	英 一 君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎 隆 君
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君				
6 事務局職員出席者									
議事課長補佐	綱	島	卓	也	君	書 記	昆		節 夫 君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、大和田建築課長が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(3)のとおり、第1回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水戸市都市下水路等管理に関することについて、執行部から説明を願います。

大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、水戸市都市下水路等管理に関することについて御説明いたします。

お手元に配付してございます建設部河川都市排水課の提出資料を御参照願います。

1の改正理由につきましては、下水道法施行令の改正に伴いまして、新たな維持管理基準を追加するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、都市下水路等の維持管理の基準に、逆流防止機能を有する樋門や樋管について、年1回以上点検する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

なお、裏面の2ページに新旧対照表、3ページには参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しくださいませようお願いいたします。

以上、説明させていただいた案件につきましては、令和4年3月の第1回定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて、執行部から説明を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 おはようございます。

それでは、水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて御説明いたします。

お手元に配付しております住宅政策課作成の資料を御参照願います。

初めに、1、改正理由でございますが、昭和33年に建設されました老朽化した市営渡里町住宅について用途廃止を行うため、関係規定の整備を行うための改正であります。

次に、2、改正内容でございますが、別表第1の第1項、市営住宅一覧から渡里町住宅の部分を削るというものでございます。

3、施行期日につきましては、令和4年4月1日からいたします。

次に、4、住宅の所在につきましては、渡里町2559番地でありまして、茨城大学の奥から西側に400メートルほど進んだところがございます。ちなみに敷地面積は約1,300平米でございます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

また、今回の案件につきましては、次期の令和4年第1回定例会に議案として提出する予定になってございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、水戸市下水道事業受益者負担に関することについて、執行部から説明をお願いいたします。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 それでは、水戸市下水道事業受益者負担に関することについて、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、今後の下水道整備において、都市計画決定を伴わない下水道事業計画区域に係る受益者負担の公平性を確保するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容といたしまして、まず(1)の受益者分担金制度の追加について御説明申し上げます。

アの対象区域につきましては、条例改正案の第2条及び第14条の2に規定しており、都市計画決定を伴わない下水道事業計画区域としております。

イの分担区につきましては、条例改正案の第14条の2において準用する第3条と、別表第2に規定しており、分担金の額を算出する単位となる土地の区域として第1分担区を定め、1平方メートル当たり単価を320円といたします。これは、事業計画の拡大区域における末端管渠整備費の4分の1を排水面積で除した額として算出しております。

ウの受益者分担金の額につきましては、条例改正案の第14条の2において準用する第6条に規定しており、対象となる土地の面積に1平方メートル当たり単価を乗じて得た額といたします。

エのその他につきましては、下水道事業受益者負担金制度に倣うものでございます。

次に、(2)の受益者負担金制度の改正について御説明申し上げます。

アの賦課対象区域につきましては、条例改正案の第8条第2項に規定しており、整備前に受益者負担金を賦課する趣旨の規定から、整備完了後に負担金等を賦課する趣旨の規定に改めるものでございます。

イの負担区の追加につきましては、条例改正案の別表第1に規定しており、水戸第5負担区を追加し、1平方メートル当たり単価を320円といたします。これも事業計画の拡大区域における末端管渠整備費の4分の1を排水面積で除した額として算出しております。

3の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

裏面を御覧願います。新旧対照表になります。左側が現行の条例で、右側が改正案となっており、網かけ部が改正箇所となります。

5ページにございます改正案の第14条の2が今回追加した受益者分担金の規定でございます。

9ページからは参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

なお、本案件は、令和4年第1回水戸市議会定例会に提出する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○綿引委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

それでは、資料の請求等がありましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 資料の提出のお願いなんですけれども、1つは、今回の樋門の件なんですけれども、逆流防止のために設けられて、定期的な検査を行うということですよね。それを条例化するという事なんですけれども、樋門の箇所はどこなのか、地図に落として資料として提出していただきたい。要するに、水戸市内のどこにその都市下水路の樋門があるのか分からないので、調査する意味でもぜひどこなのか、何か所ぐらいあるかまだ分かりませんが、箇所数を示していただきたいというのが1点です。

それから2点目は、市営住宅の用途廃止の問題で、渡里町住宅を廃止するという事なんですけれども、この住宅、私もちょっと調べたんですけど、かなり古い住宅ですね。それで、これがその住宅なんですけれども、本当にひどい住宅で、もともとの戸数は何か所——ゼンリンの住宅地図を見たら8戸は入っているんですよね。だから何戸かのうち8戸が入っていたわけで、その8戸に入っていた方はどこにお住まいになったのか、そういう資料を提供していただきたい。例えば老人ホームに入ったのか、それとも市営住宅に入ったのかそういうことも含めて。あとは建築年度、それをぜひ資料として提出していただきたいと思います。

それから、下水道の受益者負担金についてなんですけれども、都市計画決定を伴わない地域は分担金にするということで今度2つに分かれるということでもありますけれども、その負担金は、受益者負担金及び分担金は1平米当たり320円と書いてあるんですけど、それでその分担金も負担金も同じということになって、その積算根拠、要するにここに書いてあるように4分の1を負担金として頂くと、分担金として頂くということなんですけれども、それが320円だということなんですけれども、その計算の基礎、それを表で明らかにして提出してほしいという。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、確認をさせていただきます。

ただいま中庭委員から請求のありました、(1)水戸市都市下水路等管理に関する事については、箇所数と場所が分かるものの資料をお願いいたします。

また、(2)水戸市営住宅及び特定市営住宅に関する事については、建物概要、あと入居者の動向ということよろしいですね。

○中庭委員 はい。

○綿引委員長 それができるものについて資料をお願いいたします。

〔「委員長、この場合は資料じゃなくて答弁でいいんじゃないの、口頭

で。だってどこのあれがどこへ行ったというようなことの内容の資料は要らないんじゃない」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 今、確認して、その後お諮りいたしますので。

(3)水戸市下水道事業受益者負担に関することについては、分担金の積算根拠についての資料の請求がありました。委員会として、この際執行部に対して提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 市営渡里町住宅なんですけれども、ゼンリンの地図を見るとここ十数戸あって、半分以上入っていたんですね。要するに全部取り壊して、今まで住んでいた方がどこに行ったのか。その数字でいいと思うんですね。

[発言する者あり]

○中庭委員 だから、その点をきちんと資料として提出していただきたいということなんです。

それから、あと320円の分担金の件なんですけれども、これはこの条例に書いてあるわけですね。第1分担区は320円、それから第5負担区は320円ということで、これは市民の皆さんから徴収するわけなんですけれども、どういう積算根拠で出したのか資料を出していただきたい。そうしないと、どういうことで320円を払うのか分からないと思うんですね。私たちが市民から聞かれても分からないので、320円の積算根拠を明らかにしていただきたい。

[発言する者あり]

○綿引委員長 再度、確認をさせていただきます。

(1)につきましてはよろしいかなと思っておりますが、(2)、(3)については答弁で対応可能であろうという御意見もございますので、資料請求につきましては(1)の箇所数について資料をよろしくお願いたします。

それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いいたします。

次に、この際、中庭委員より発言の申出がありましたので、発言をお願いいたします。

○中庭委員 私は、市営住宅の建て替えを促進すべきじゃないかということで、そういう立場からちょっと質問したいんですけれども、市営河和田住宅の建て替えの件については、今年度の319棟で終わって、2か年実施計画を見ますと、来年度からは建て替え計画がなくなっているという状況にありました。もともとのこの地域は、河和田住宅の第1街区として建て替えの計画がずっとされてきました。これはいつから始まって、何棟造られて、この計画ではあと何棟残っているのか答弁を求めたい。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について、執行部より答弁を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

河和田住宅の第1街区につきましては、平成20年度に着手しまして、平成44年、令和で言いますと14年に完成を目指して事業を進めるという計画でございました。

計画の内容は、10棟310戸を建設するというものでございまして、現在完成しているものは5棟

150戸でありまして、財源の確保に努めながら年次的に計画を進めてきたところでございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これ毎年建て替え工事を行って、2年間で1棟造るんですよね。それが310戸造るということですと進めてきたんですけども、今度の2か年実施計画を見ますとこれがなくなっている。なぜなくなってしまったのか。この第1街区の計画があるわけですから、これをきちんと実行すべきではないかと思うんですけども、その理由についてお答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

河和田住宅の建て替え事業につきましては、平成19年度に建て替え計画を策定いたしまして、年次的、計画的に事業を進めてきたところでございます。

現在のところ、先ほど5棟150戸と申しましたが、9期工事までは完成しております。

今年度につきましては、地区内に残っています老朽化した住宅の解体工事を進めたというところでございます。この計画自体が平成19年に作成した計画でございまして、その計画当時と現在では社会情勢等が大きく変化しているところでございまして、公営住宅の現状を踏まえて計画を見直す必要があると考え、現在、事業のほうを保留しているという形でございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに第1街区の計画では、あの地域の全ての住宅を建て替えるということで進んできました。しかし、現在も56棟、57棟についてはまだ建て替えもないし、かなり老朽化した住宅に住んでいるんですけども、ここについては当然、私は計画どおり建て替えをして、あの地域で建て替えた住宅に入居できるようにすべきじゃないかと思うんですけども、その計画がありながらそれを途中で頓挫してしまってやめてしまうということは決して許されるものではないと私は思うんですけども、何ですか、社会情勢の変化とか、どういう理由でやめてしまったのか、もう一度お答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現在、市営住宅の管理につきましては、第2次の公営住宅長寿命化計画の中で管理戸数を推計しまして事業を進めているところでございます。その計画の中で、令和9年度における市営住宅の必要戸数を約3,300戸ということで算出してございます。現在の管理戸数が3,638戸ございまして、比較しますと、まだ380戸ほど余剰になる見込みであるという形になってございます。市営住宅の管理戸数の適正化を進める上では一度事業を立ち止まりまして、ここで改めて住環境を提供するためには一体何が必要であるのか、民間賃貸住宅の供給状況なども見極めながら計画の見直しが必要と考えました。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 河和田住宅の場合、もうかなり古い住宅で40年から50年たっているところもあって、そこ

にはエレベーターもないと。3階以上は高齢者が階段を上れないと。特に高齢者からは、足腰が弱ってとても5階まで上れないと、エレベーターをつけてほしいというような要望も出ていて、建て替えを望む声が非常に強いというふうに思うんです。ですから私は、この建て替えをすればもっと多くの低所得の市民が、市営住宅に入居できると思うんですよね。

特に、今、そういう点ではこの市営住宅に入ろうとすると、古いところは風呂がないからね、入ると風呂おけと風呂釜で19万円もかかって、なかなか市営住宅に入れれないという状況にもなっているんですよね。したがって、やっぱりきちんと新しい住宅に建て替えて、市民の皆さんが入りやすい住宅に切り替えていくということが必要じゃないかと思います。

その点で、例えば風呂おけ、風呂釜を入居するときに水戸市が設置するというふうに言ったんですけども、実績が全くないということなんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

確かに、委員御指摘のとおり、高層階についてはなかなか入居者が決まらないという状況はございます。そういったことを踏まえまして、計画の中では、3階以上の住戸を希望した方につきましては、風呂釜等を市のほうで設置するというので、今、そういった事業を進めてございます。

昨年までは、そういった実績でゼロ件ということで何度か御報告させていただいていると思いますが、今年、一、二階を希望する方とお話をさせていただきまして、3階でもお風呂のほうを設置してくれるなら住みますということですので、1件の実績があったということでございます。

説明は以上になります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これまで3年も4年もつけると言っていたのに、たった1件しか実績がなかったというのは、私はあまりにも少な過ぎるんじゃないかなというふうに思います。

それで、市営住宅の場合、建て替えた住宅は入居者が非常に多い、希望者が多くて待機者がいる現状なんですよね。河和田住宅でも310棟から319棟まで新しい住宅に建て替えられましたけれども、ここについては希望者は多いんですよね。大体半年から1年以上待たなければ入れないという状況になっているんですよね。したがって、私はやっぱり、コロナ禍で生活が大変、暮らしが大変、家賃を払うのがなかなか大変という方が増えていらっしゃるという中で、やっぱり古い住宅を建て替えていくというのが私は必要じゃないかなと思うんですけれども、ぜひその点では建て替え計画を引き続き進めていくという考えはないのか、もう一度お伺いしたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

やはり限られた財源をいかに有効に活用して住環境をよくしていくかということを考えますと、安易に建て替えだけを進めるのではなくて、既存住宅をいかに活用していくかという視点についても検討してまいりたいと考えていますので、そういった取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 市営河和田住宅の場合、500棟から506棟は空き家が目立つけれども、これは入居を制限したんですよね。制限していますよね。だから制限していて空き家をどんどん増やしているというやり方はおかしいんじゃないですか。はい、お願いします。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、500棟台につきましては、今後、解体を進める住宅というふうな位置づけをしております。現在、募集を停止して運用しているところでございます。そういった住宅を政策空き家と呼んでいるわけですが、そういった空き家を除いたとしても、まだ1階、2階については80%程度の入居ということになっておりますので、そういった空いている部分を活用しながら対応していければと考えています。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それと、この新しく建て替えた住宅は入居希望者が多くてなかなか入れないということで、待機者はどのくらい、そして入るのにどのくらいかかっているんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

新しい住宅ですと、現在20件ほど待っているという状況でございます。当然、2年、3年という期間が見込まれるというふうに考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、新築といってももう既に十何年以上も前から建て替えているだけけれども、2年も3年も待たなくちゃ入れないというのが現実ですよ。ですからそういう点では、私はやっぱり、今、市民の皆さんの暮らしが大変で、住宅のほうも入れなくて追い出されてしまう、派遣切りでホームレスになってしまうという方もいらっしゃる中で、やっぱりその市営住宅を建て替えて住みやすい環境で住めるようにすべきじゃないかと思うんです。

先ほど課長が、限られた財源などを効果的に使うと言っていますけれども、今度のリヴィンの跡地には民間マンションに39億円も補助するわけですよ。前回の委員会でも、前々回の委員会でも質問しましたけれども、民間のマンション建設には39億円も、建物の建築費の半分も水戸市が民間業者のマンション建設に補助すると言いながら、一方で、今回の渡里町住宅なんかも用途廃止してその後の計画がないという状況ですので、私はやっぱり積極的に市営住宅を造って、市民の皆さんが安い家賃で、そして低所得者の方も住宅が確保できるようにぜひ切り替えていただきたい。そして今、大きなマンションの建設には莫大なお金をつぎ込みながら、こちらにはお金を出し渋るというやり方はやめていただきたいということをお願いしたい。

最後に部長に、こういう建て替え計画を引き続きやるように考えないのかどうか、お答えいただきたい。

[発言する者あり]

○綿引委員長 先ほど課長から答弁がありましたので、ただいまの件について、ほかの方で何か御質問等があればお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 今の中庭委員さんの関連でちょっと御質問したいんですけども、私はどちらかというところ、やっぱりこの社会情勢を考えると、建て替えではなくて、やはり水戸市内に幾つもの市営住宅がある中で、もちろんその申込状況とかあると思うんですけども、本来だったら市営から市営に移るのとはできないというところ、一旦外に出てから市営という規則になっていると思うんですけども、そういったところをもうちょっと柔軟にして、やはり地域の皆さんからは、空いているのに何で市営住宅に入れないうらやうかとかそういう声は入ってくるんですね。そうであれば、やはりせっかく建ててある住宅があるわけですから、新しい建て替えというよりもそういったところの見直しをもう少し積極的に検討していくべきではないかなと私は常々思っているところなんですけれども、今までそういったことについて御検討とかされたことはありますか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

当然、我々もそういったことについては何度か検討したこともありますし、県の事業担当のほうに御相談したこともございますが、なかなかそういった事例がないということでしたので、今のところ実現していないというところでございます。

今回、御指摘もいただきましたので、他自治体の状況等も確認しながら、その辺については勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 実際にこういう状況があるということで、ほかの自治体とはまた違うと思っておりますし、水戸市も今は人口が横ばいなんですけれども、やはり少子化ということはもう目の前に来ているわけですし、そういったところでもやっぱり柔軟に対応して、水戸市独自でこういうものをつくったというぐらゐの先進的なものをやはり水戸市として、私はぜひつくって、そういう市民の方から空いている部屋があるよとかと言われないうらやうなそういう——住宅管理センターに委託していますから、そちらの運営もあると思うんですけども、やはりそこは柔軟に検討というよりか、本当に市民の方からそういう声がないようにやっぱりやっていただきたいと、これは意見で強くお願いしたいと思っております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 関連でいいですか。

○綿引委員長 はい、どうぞ。

○松本委員 住宅の問題は、県のほうの住宅管理センターとの連携でやっているわけでしょう。だから貸したくても応募がないようなこともあるかと思うんです。入れるような状態になっているらうけれども応募者がいないと。そういう場合の公募の仕方として、宅建協会のほうにお願いをするとか、そういう方法というのは考えられませんか。私はそれも一つの方法なんじゃないかなというふうには思うんです。だからそれ

は検討してください。皆さんが幾ら公募しているよと言ったって、市民の人は、家を探している人だって市営住宅がそこまで空いているとかそういうのが分からない人もたくさんいると思うんですよ。ですから宅建協会のほうにお願いすれば、各業者さんに流れるわけですから、そうすればそのあっせんというのはできるのかなというふうに、今、お話を聞いていてそのように感じたものですから、検討してみてください。

○綿引委員長 御要望ということで。

ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、次に、松本委員より発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 やっぱり住宅問題なんだけれども、この前、新原住宅の解体の話がありましたよね。もう解体というのは始まったんですかね。と同時に、あそこの敷地に、この間も私お話ししましたけれども、ヨークベニマルの排水管が入っていますよね。その辺のところの考え方、そしてその解体した跡地の考え方もし何かあればちょっと聞きたいなと思って。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

新原住宅につきましては、現在、解体工事を行っている最中でございます。年度内に竣工の見込みとなっております。

また、ヨークベニマルさんが使用しています排水の件につきましては、実際に許可するときに、うちのほうの指導で撤去できるというふうになっていますので、そういったことを踏まえて、今後話合いをしていきたいと考えてございます。

土地の活用につきましては、土地の敷地面積を考えますと、公営住宅として活用するのは難しいというふうに考えてございまして、財産活用課と協議しまして、まず庁内で公共用地として使うところがあるかどうかのを確認させていただいて、そういった御希望がなければ民間のほうに払い下げるという形になるかと考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 その排水のほうは、ヨークベニマルと話し合って撤去する。そうしたら、今まで認めちゃっていたやつを、例えばだよ——私はヨークベニマルとは関係ないからね——それが何千万円と今度はかかるよね。排水管のやり直しになっちゃう。その辺はやっぱり柔軟にその敷地内の排水のほうにも、ヨークベニマルのほうに買っていただくとか、やっぱり穏便に済ませるような方法がいいんじゃないのかなというふうには思うんですけども、これは私の考えだから、課長がどうしても撤去するんだという考えならば、これは時間もかかると思いますよ。それでその跡地については、今度は住宅を建てないんだから、行政財産になっているんだから、最終的にそういう需要がなければ民間にというようなイメージだよ。そうすると、普通財産に戻しておかなければ公売も何もできないよね。そういう流れにもなる可能性もあるというような

わけですね。だからその排水管だけよく話し合ってください。

あと1点続けていいですか。

○綿引委員長 はい、どうぞ。

○松本委員 この間も俺、狭あい道路について有金課長に質問したんだけど、あれ、要望が何本あると言ったんだっけ。手つかずのその狭あい道路の要望というのは。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

要望につきましては、昭和57年度から令和3年12月まで、受付路線が364路線ございまして、現在、213の路線が完了しております。

○松本委員 違う、残りの今まだ手つかず。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 46キロメートルの区間が残っております。

○松本委員 何か所。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 151路線になります。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 151路線がまだ手つかずになっていますね。そうするというと、狭あい道路の整備をしていく基本というのは、市道認定になっておって、それで公道から公道までが皆さん100%の同意があるというのが基本ですよ。そうですね。うなずいているからそうだよ。これは長さには関係ないんだよ。認定されていけば。長さは、例えば50メートルでも100メートルでも、1本は1本なんだよ。それでいいんですね。はい。うなずいているからそうだと思う。そうするというと、どこか今河和田のほうとかあっち方面でやっている、場所は私は分からないんだけど、100%の同意がないところ、何かあります。それで工事が何かやっているような狭あい道路。どこか私は分からないんだけど、ちらっとそういう話を聞いたものだから。要するに、公道から公道に抜けるのが狭あい道路の整備要項に決まりとして定まっていますよね。公道から公道に抜ける、100%同意をもらっている。100%もらってなくてもそういう整備をやっている場所というのはあるとかないか、今は分からないとかで教えてください。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

道路整備の要件といたしましては、先ほど、松本委員がおっしゃられたとおり、始点が幅員4メートルの公道に接していることというのが要件にございまして、それとあと一つ、整備区間の延長から35メートル以上である場合を除くというものがございまして、行き止まり道路でも整備はできます。

それで、狭あい道路の整備要望の申請のときには、隣接地権者の全員の同意が必要となっております。現在、整備を始めたところの路線の中で、地権処理とか補償に時間を要しているところがございます、ちょっと進捗が遅れているところはございます。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 それはつまり、行き止まりでも狭あい道路の整備はできるということですか。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 はい。

○松本委員 行き止まりでも、35メートル以上があれば。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 はい。

○松本委員 私はそういう認識はなかった。普通はそれはなかったんじゃないの。公道から公道が100%同意をいただいたものが狭あい道路の整備要項に当てはまるというのが条件じゃなかったんでしょうか。私はそういう認識でずっといたんだけど、まさか行き止まりで狭あい道路の整備ができるとは思っていなかったんだけど。位置指定道路とかそういうものならまた別なんでしょうけれども、35メートル以内は道路を維持してやっているんだから。大丈夫ですか、それ本当に。35メートル以上あって、行き止まりでも狭あい道路の整備はできると。幅員4メートル以上あればできるということで。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 はい。

○松本委員 それ、ちょっと資料を出してよ。そういう何か決まりがあるなら。私も初めてそれ。

そうすると、その後の答弁の中に、今交渉中であっても工事はやっているというような、今、お話があったね。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 はい。

○松本委員 それは間違いないですね。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 はい。

○松本委員 だから、それはやっぱり今の行き止まりのような道路のようなところなんじゃないか。狭あい道路の整備をやっているというのは。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今、整備が進んでいないところが何か所かあるとお話ししましたけれども、その中では相続等、所有者のほうが変更になっていたり、地権未処理になっていて時間を要しているところがございます。そこは通り抜け道路でございます。

○松本委員 じゃ、資料だけ。

〔「後で個人的に説明してやったら」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それ以外に、ただいまの件について何か御質問等がございましたら発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分 散会